

○ 銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社（平成三十年金融庁告示第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>銀行法施行規則第一条の三の二第二項及び第三十五条第一項第二十二号の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社並びに金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借及び劣後特約付社債</p> <p>(金融庁長官が指定する子会社)</p> <p>第二条 規則第一条の三の二第二項に規定する金融庁長官が指定する子会社は、次の各号に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 前条第一号に掲げる者 株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p> <p>二 前条第二号に掲げる者 株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社</p> <p>三 前条第三号に掲げる者 株式会社三井住友銀行及びSMBBC日興証券株式会社</p>	<p>銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社</p> <p>(金融庁長官が指定する子会社)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 前条第一号に掲げる者 株式会社三菱東京UFJ銀行</p> <p>二 前条第二号に掲げる者 株式会社みずほ銀行</p> <p>三 前条第三号に掲げる者 株式会社三井住友銀行</p>

(金融庁長官が指定する劣後特約付金銭消費貸借等)

第三条 規則第三十五条第一項第二十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付金銭消費貸借は、次のいずれかに該当する劣後特約付金銭消費貸借とする。

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第八号）第七条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）第七条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

三 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）第七条第三項に規定するその他内部T L A C調達手段

2 規則第三十五条第一項第二十二号に規定する金融庁長官が別に定める劣後特約付社債は、前項各号に掲げるいずれかに該当する劣後特約付社債とする。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。